

第2章



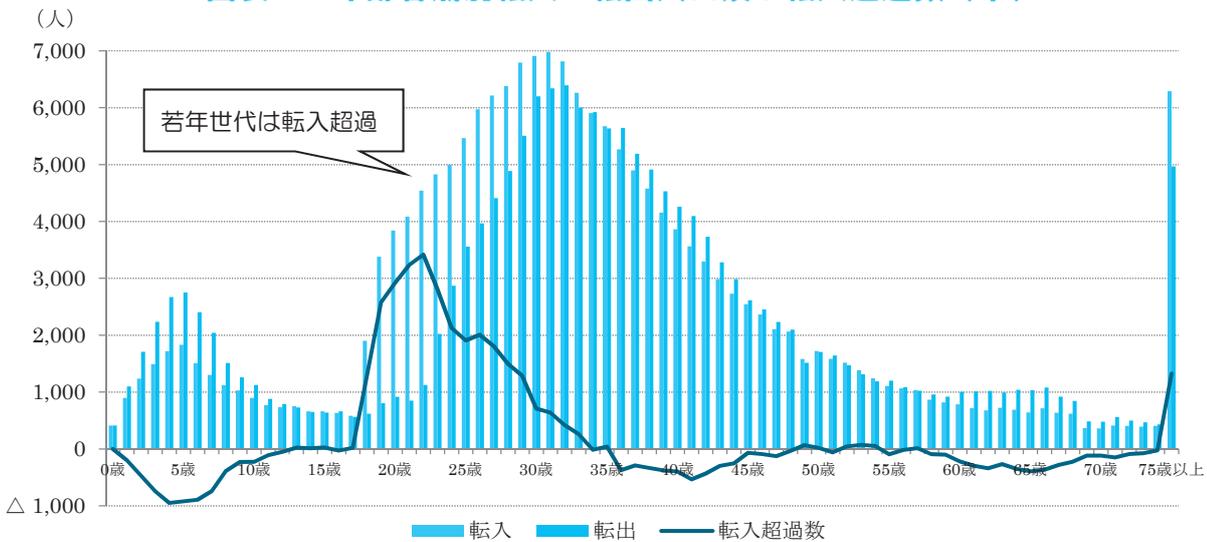
子ども・若者や子育てを取り巻く状況

1 本市の社会状況

（1）人口や出生数等の推移

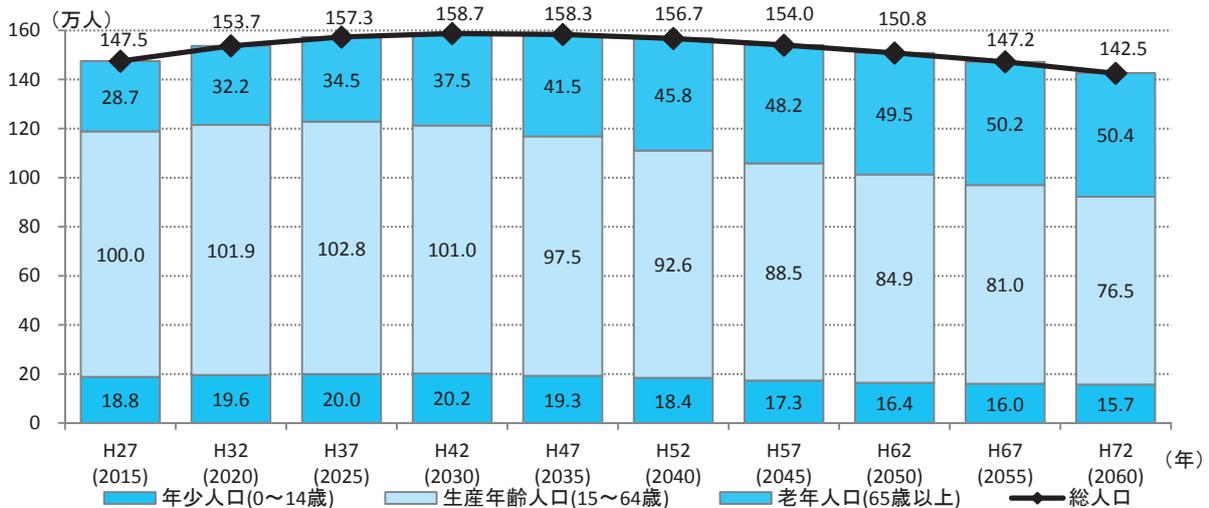
本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に平成 29（2017）年4月に 150 万人を超え、今後も駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、引き続き増加傾向を示すことが想定されています。年少人口についても同様に増加傾向にあり、平成 42（2030）年に 20.2 万人と推計されています。一方で、高齢化の急速な進展も見込まれており、中長期的には子育て世代が減少し、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれています。

図表 1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数（市）



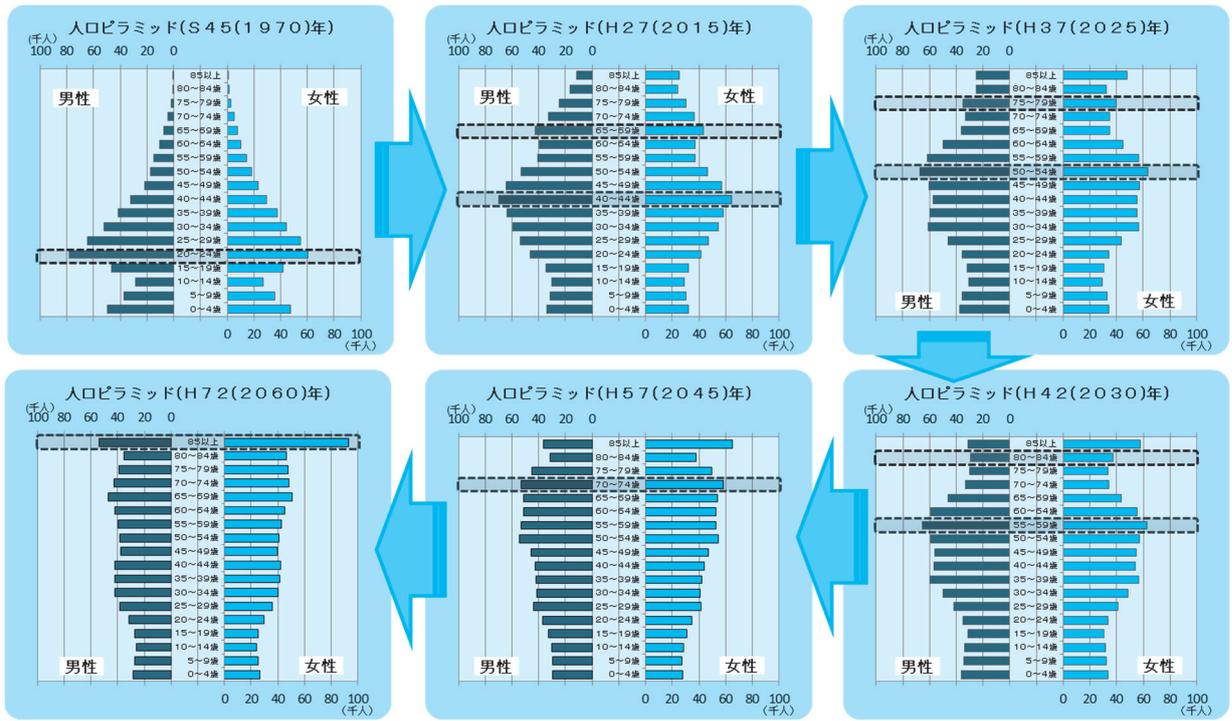
資料：総務省 平成 27 年国勢調査
 ※転入人口・・・5年前の常住地が市外で現住地が市内の人口
 ※転出人口・・・5年前の常住地が市内で現住地が市外の人口

図表 2 将来人口推計（市）



資料：川崎市将来人口推計（平成 29（2017）年）

図表3 人口構成の変化（市）

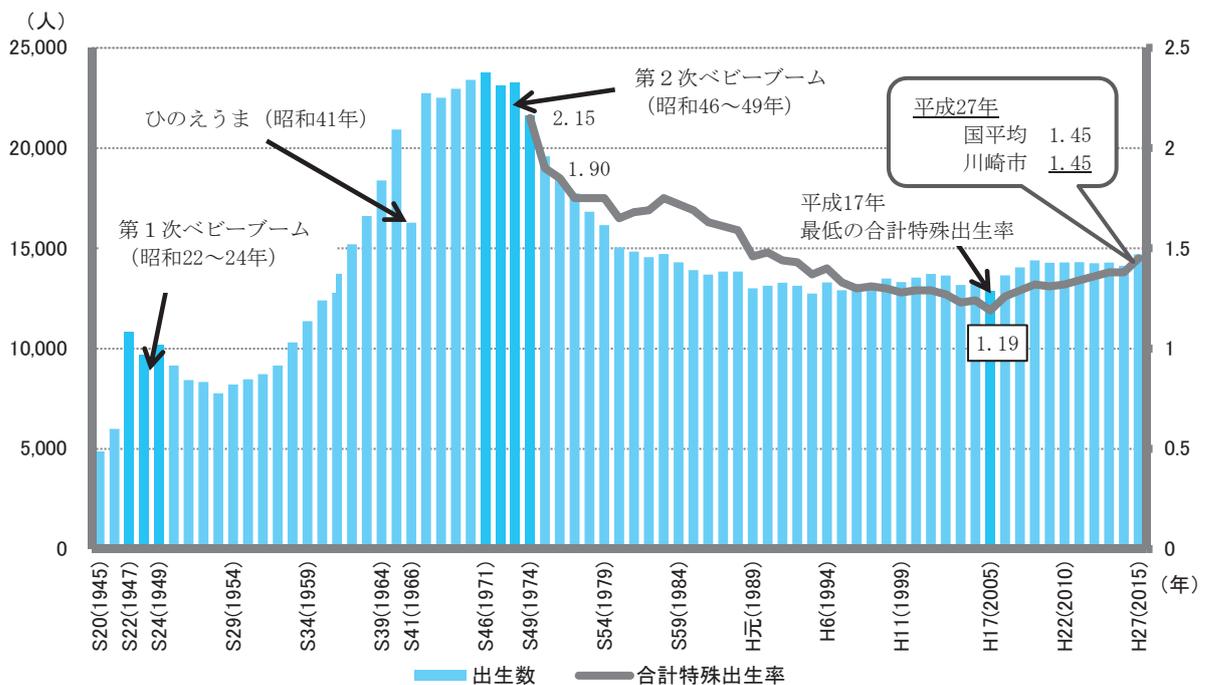


資料：川崎市将来人口推計

資料：川崎市将来人口推計（平成 29（2017）年）

平成 19（2007）年以降、本市の出生数は 1 万 4,000 人台で推移しており、合計特殊出生率は平成 27（2015）年に 1.45 であり、平成 17（2005）年の 1.19（過去最低）から微増傾向にあります。なお低い水準となっています。

図表4 出生数と合計特殊出生率の推移（市）

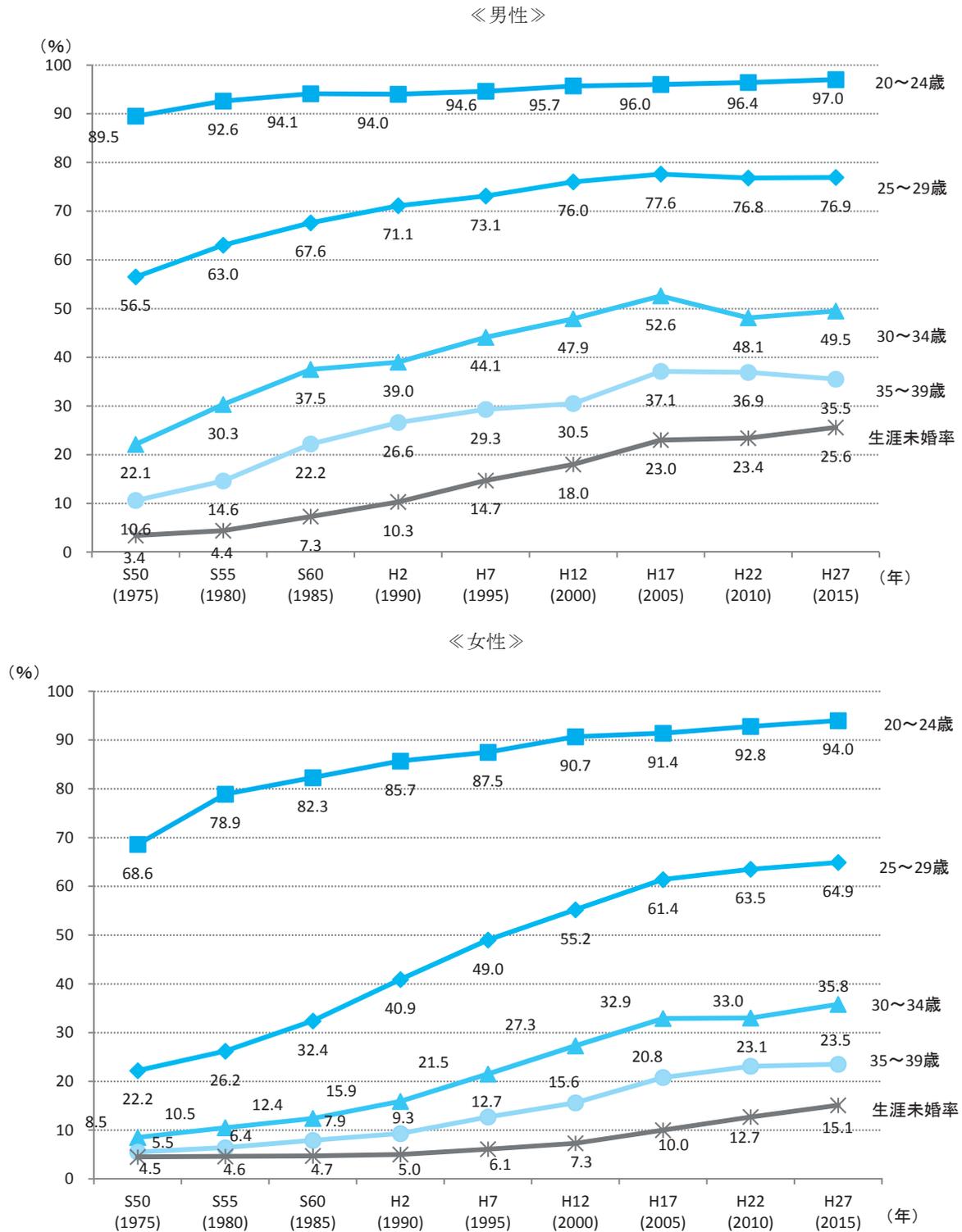


資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

（2）未婚率の推移

本市の未婚率は年々おおむね上昇傾向にあり、平成 27（2015）年の 25～29 歳の未婚率は、男性 76.9%、女性 64.9%となっています。

図表 5 未婚率の推移（市）

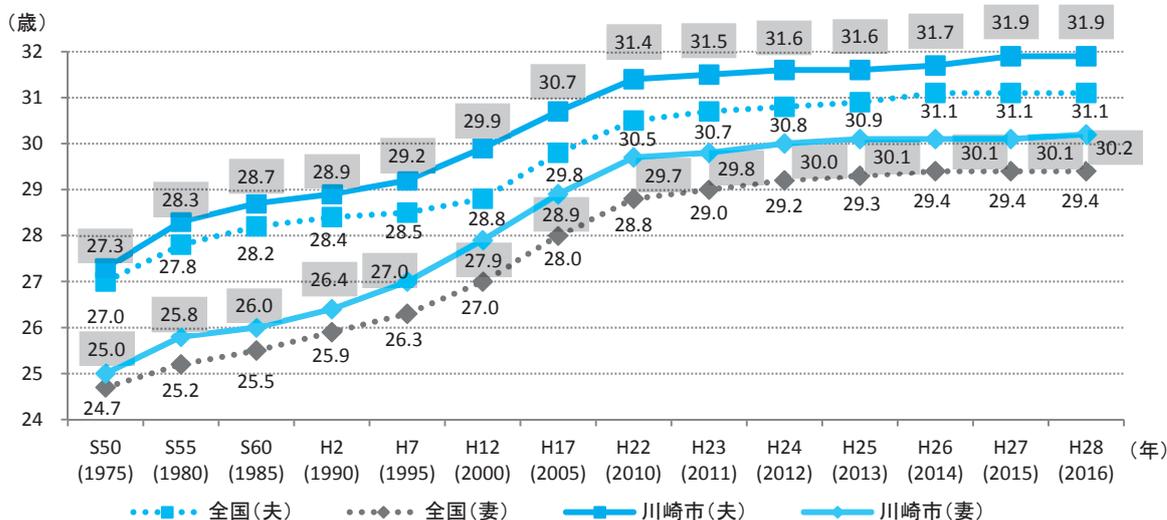


資料：総務省 国勢調査

（3）平均初婚年齢・平均出産年齢の推移

全国の平均初婚年齢は年々上昇傾向にあり、本市においても平成 28（2016）年には夫が 31.9 歳、妻が 30.2 歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

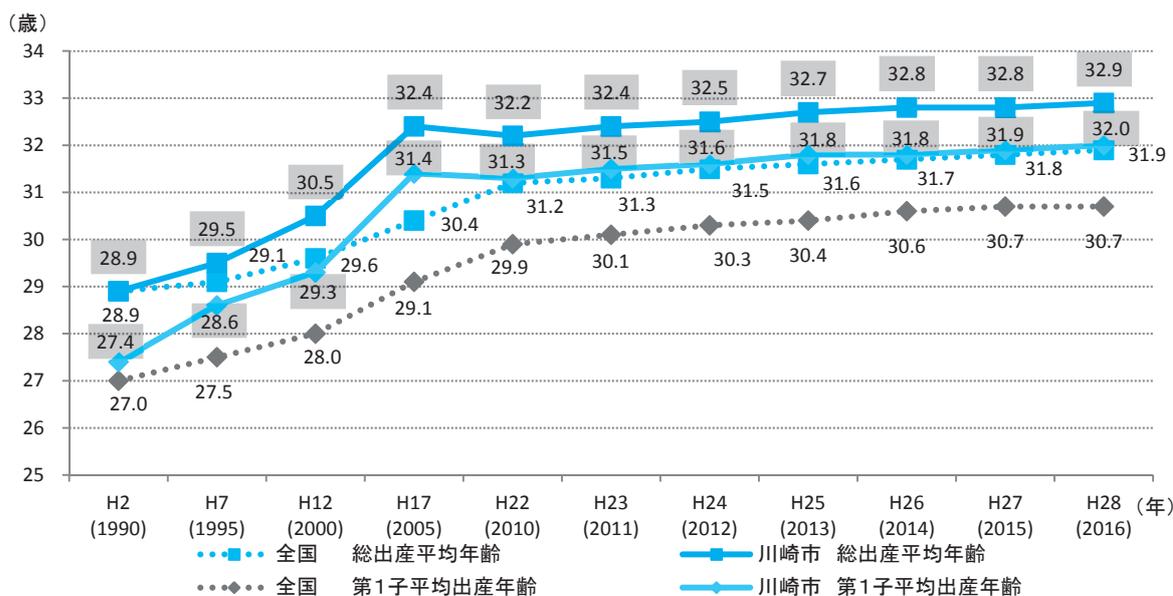
図表 6 平均初婚年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態統計

全国の総出産平均年齢は、平成 2（1990）年から平成 17（2005）年までの 15 年間で大きく上昇し、それ以降はほぼ横ばいの状況となっています。本市においても、平成 28（2016）年の総出産年齢は 32.9 歳、第 1 子出産平均年齢は 32.0 歳とわずかながら上昇傾向にあり、晩産化が進んでいるといえます。

図表 7 平均出産年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態統計

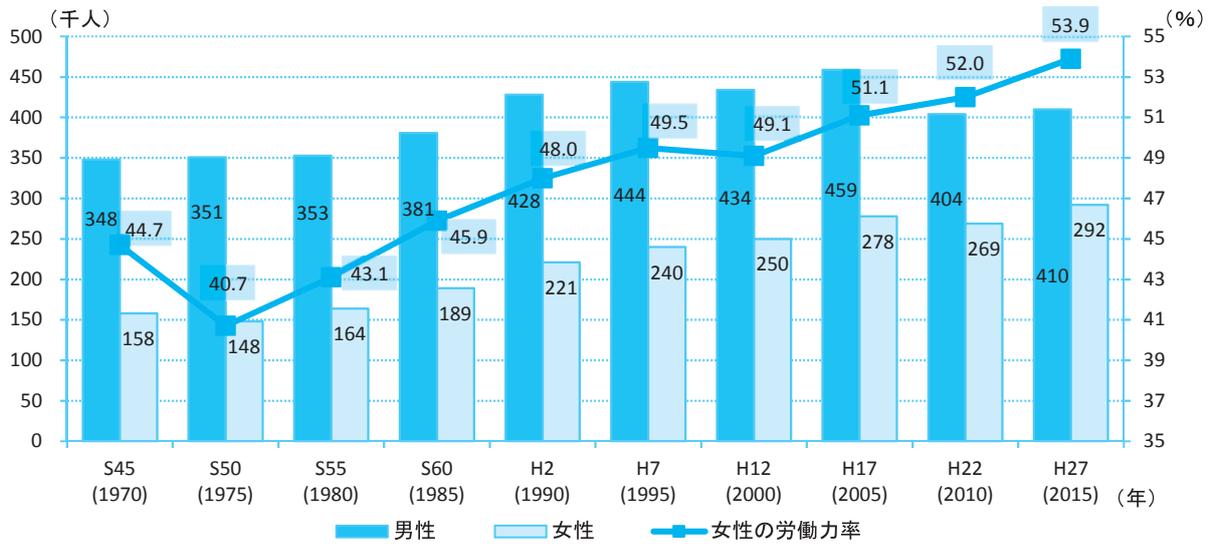
（4）労働力率と共働き世帯の増加

女性の労働力人口※1は平成17（2005）年から平成22（2010）年にわずかながら減少しましたが、平成27（2015）年には再び増加しました。また、女性の労働力率※2は上昇傾向にあり、平成27（2015）年には53.9%となりました。女性の労働力率を年齢別にみると、昭和60（1985）年に比べてなだらかなM字型に変わってきており、平成22（2010）年と比較しても、全ての年齢階層で上昇しています。

※1) 15歳以上の就業者（従業者と休業者を合わせたもの）と完全失業者（就業できず、求職活動の実績がある者）を合わせたもの

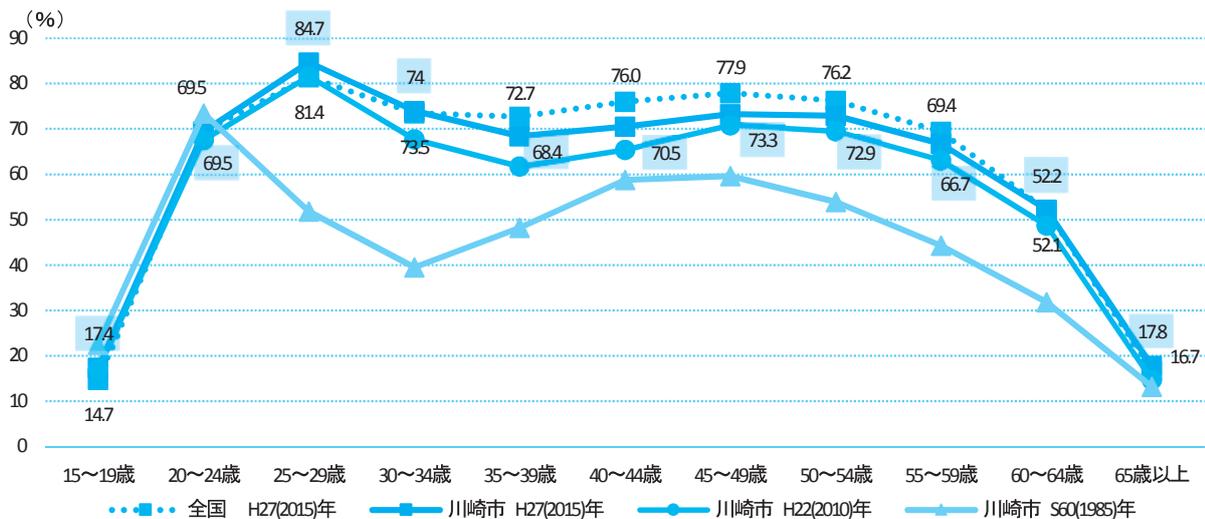
※2) 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

図表8 労働力人口と労働力率の推移（市）



資料：総務省 国勢調査

図表9 年齢別女性労働力率の推移（市）

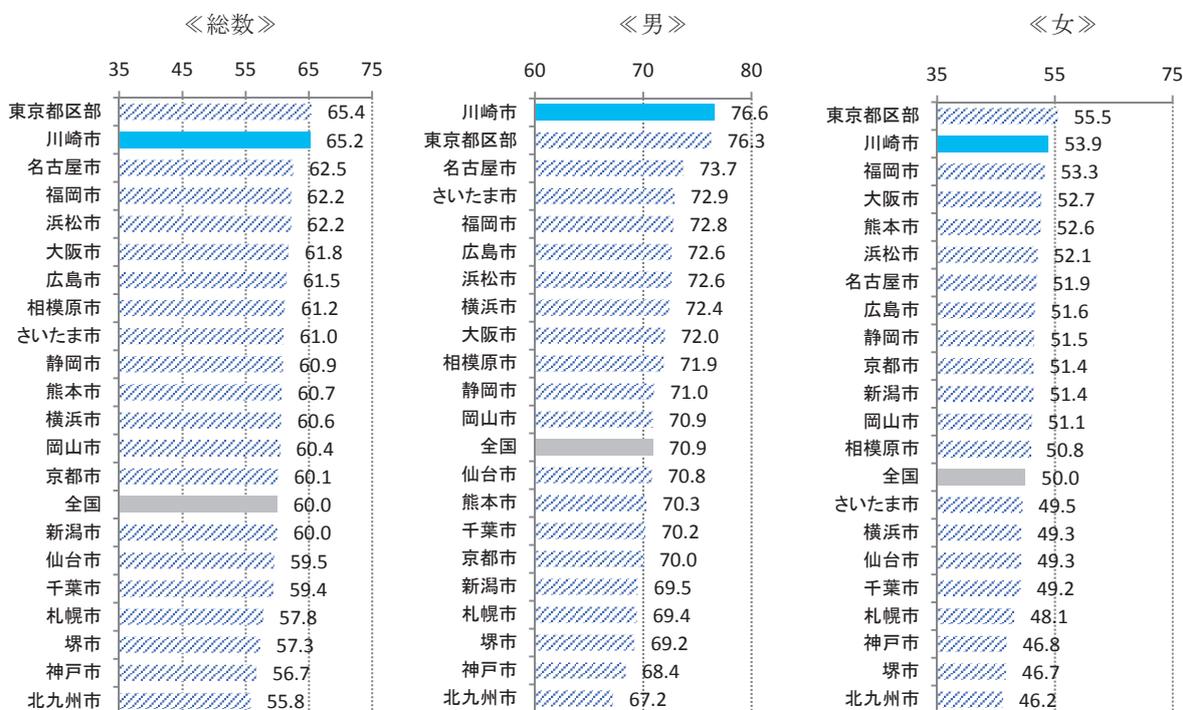


資料：総務省 国勢調査

また、平成 27 年国勢調査における 21 大都市（20 政令指定都市及び東京都区部）の労働力率をみると、最も高いのが東京都区部の 65.4%で、次いで本市の 65.2%となっています。

男女別にみると、男性は本市が 76.6%で最も高く、次いで東京都区部の 76.3%となっています。また、女性は最も高いのが東京都区部の 55.5%で、次いで本市の 53.9%となっています。

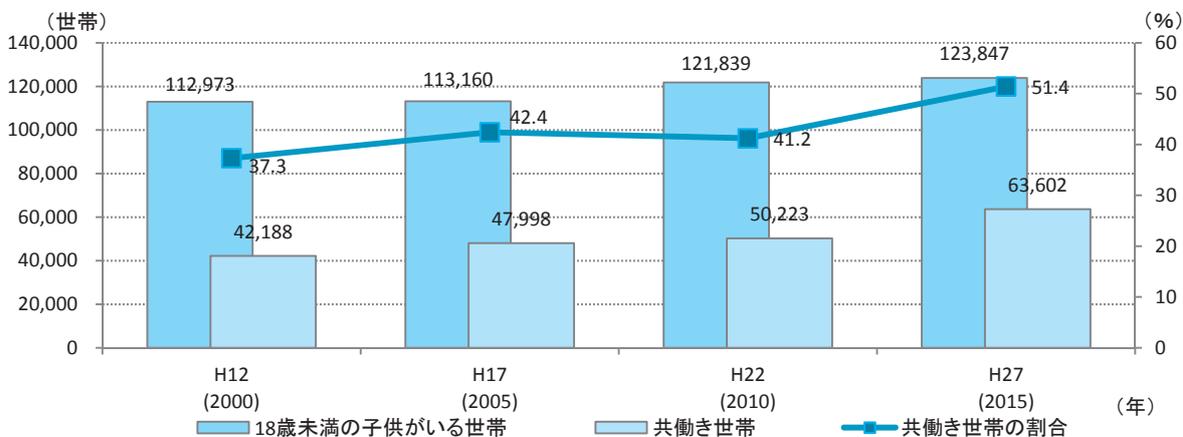
図表 10 大都市の労働力率比較



資料：総務省 平成 27 年国勢調査

本市の 18 歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は、年々増加しており、平成 27（2015）年の構成比は 51.4%で、半数以上となっています。

図表 11 総世帯数（子どもが 18 歳未満）と共働き世帯数の推移と割合（市）



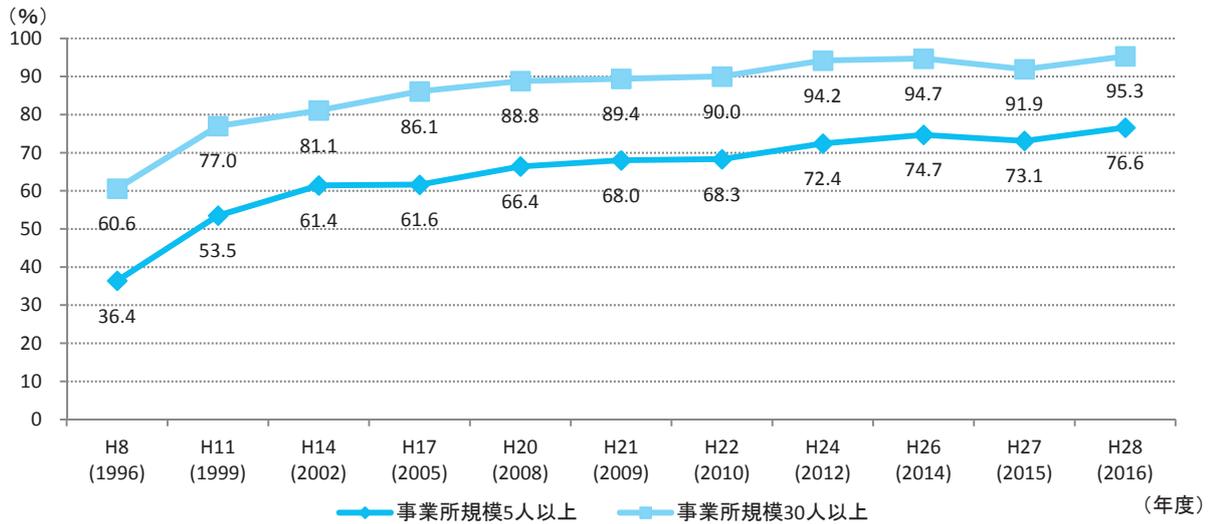
資料：総務省 国勢調査

(5) 仕事と家庭生活の両立

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、年々増加傾向にあり、平成28（2016）年度の事業所規模5人以上では76.6%、事業所規模30人以上では95.3%となっています。

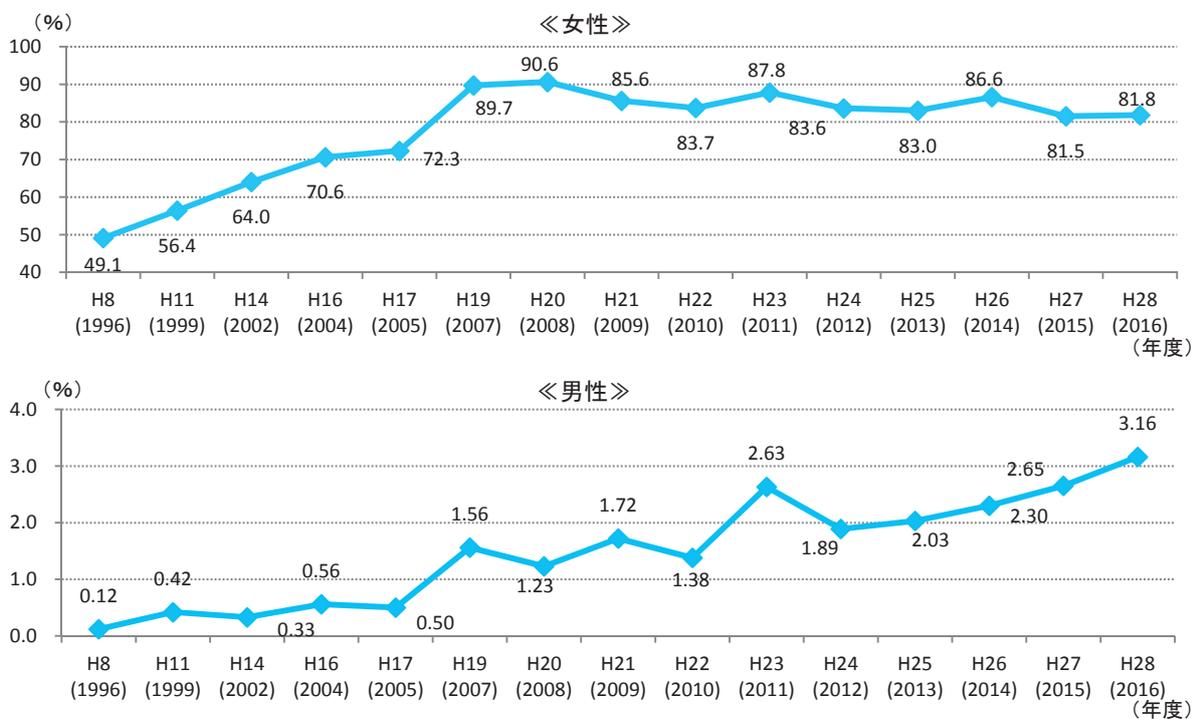
また、平成28（2016）年度の育児休業取得率は女性で81.8%となっており、男性は増加傾向にあるものの3.16%となっています。

図表12 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移（国）



資料：厚生労働省 雇用均等基本調査

図表13 育児休業取得率の推移（国）



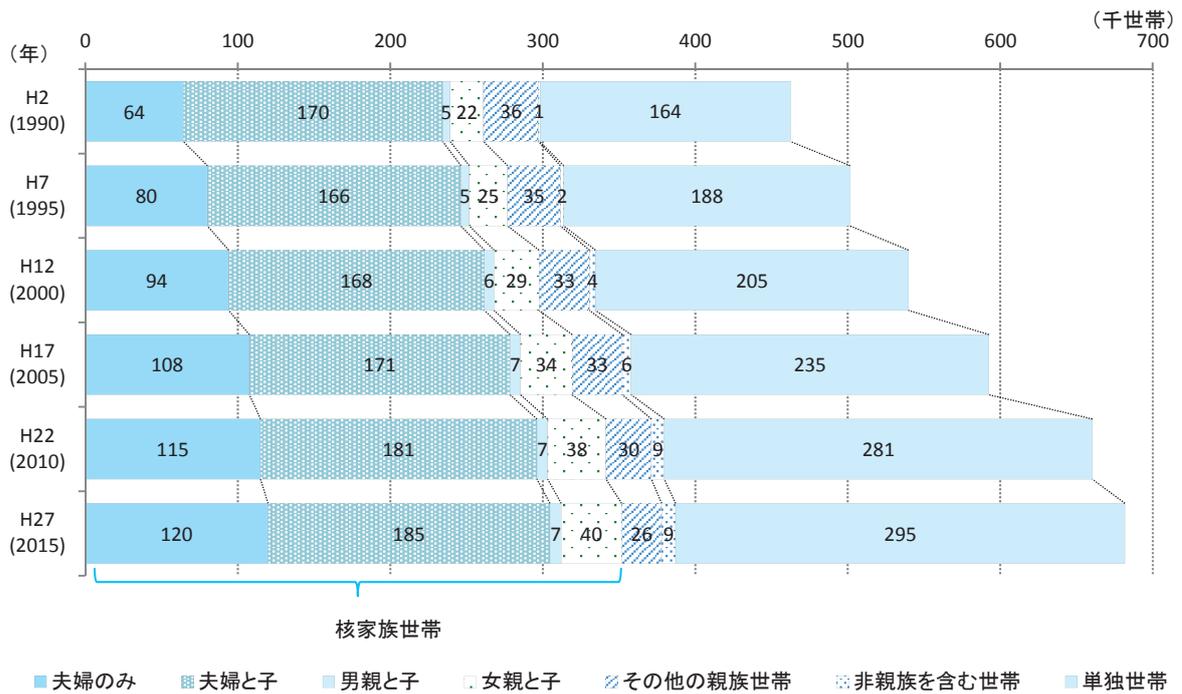
資料：厚生労働省 雇用均等基本調査

2 家庭の状況

（1）核家族世帯や単独世帯の推移

本市の平成2（1990）年から25年間の核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると、平成2（1990）年の261千世帯から平成27（2015）年には352千世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、平成27（2015）年には295千世帯となっています。

図表 14 家族類型別世帯数の推移（市）

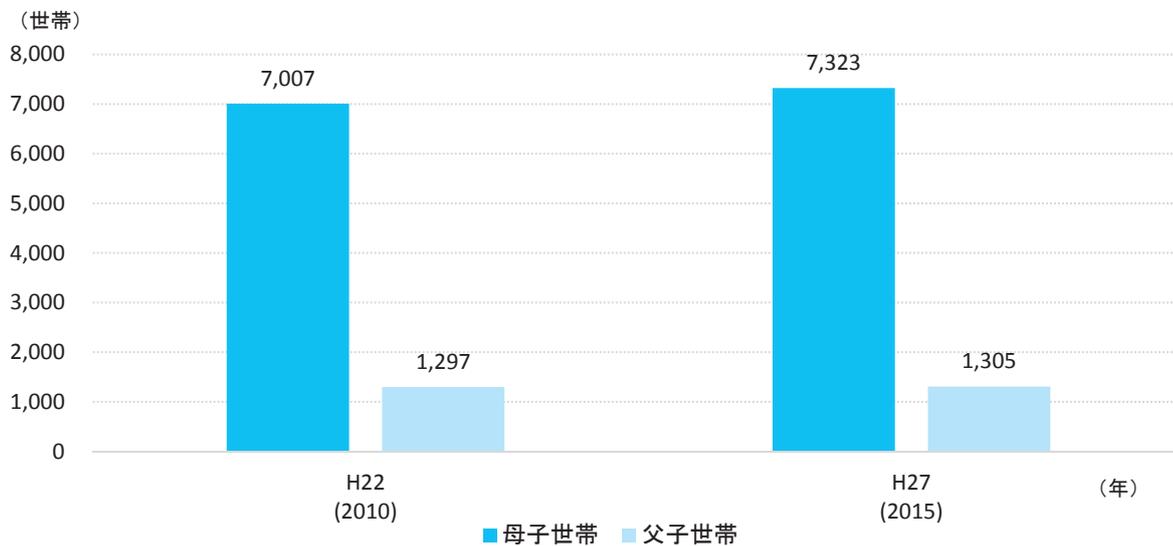


資料：総務省 国勢調査

（2）母子世帯数・父子世帯数の推移

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて増加し、母子世帯数は 7,323 世帯、父子世帯数は 1,305 世帯となりました。

図表 15 母子世帯数・父子世帯数（市）

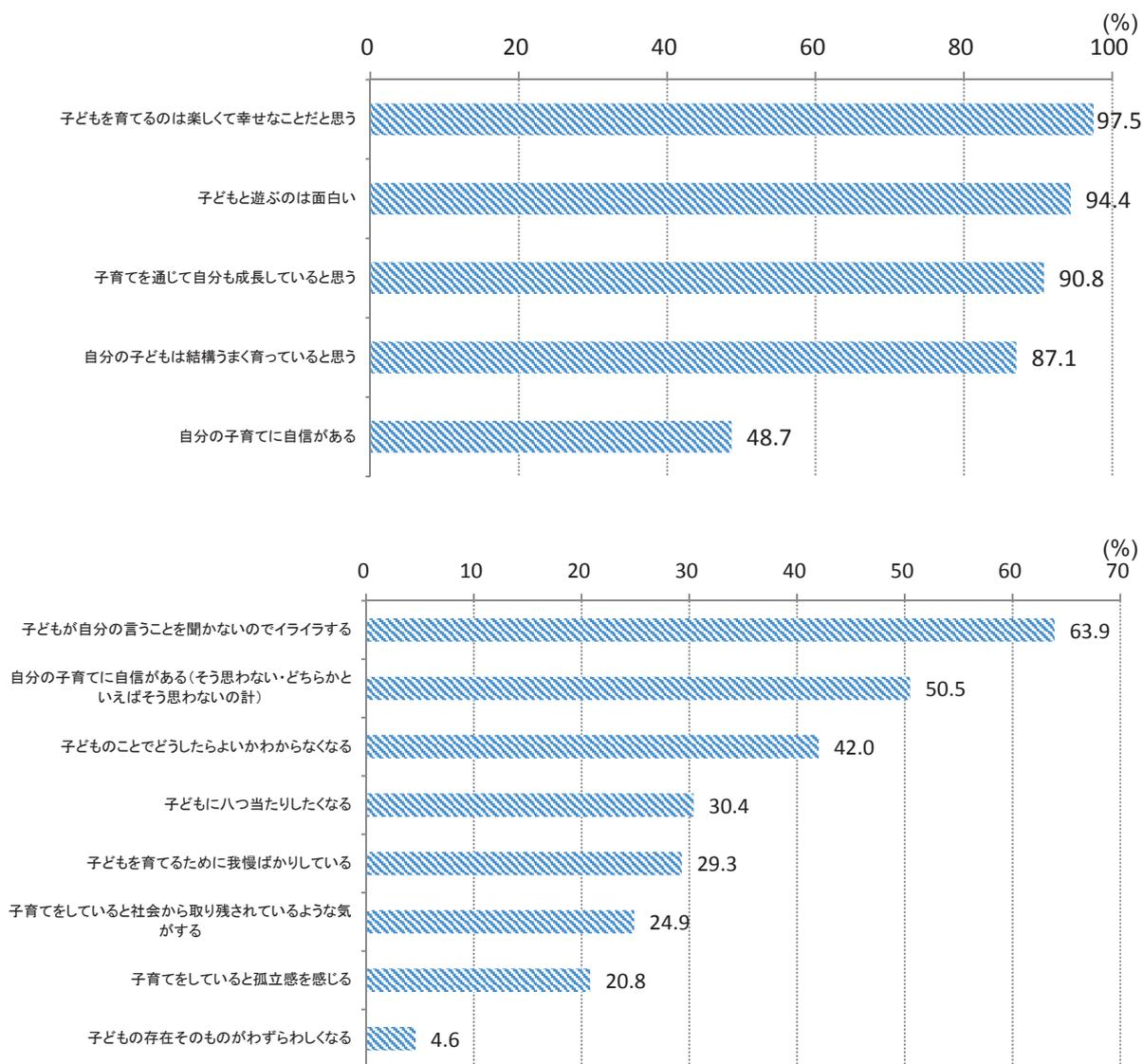


※他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）がいる母子・父子世帯を含む。
資料：総務省 国勢調査

（3）子育てについての意識

川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）によると、「子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う」と97.5%が回答している一方、「子どもが自分の言うことを聞かないのでイライラする」といった回答が63.9%となっています。

図表 16 子育てをする中で、日ごろ感じていること

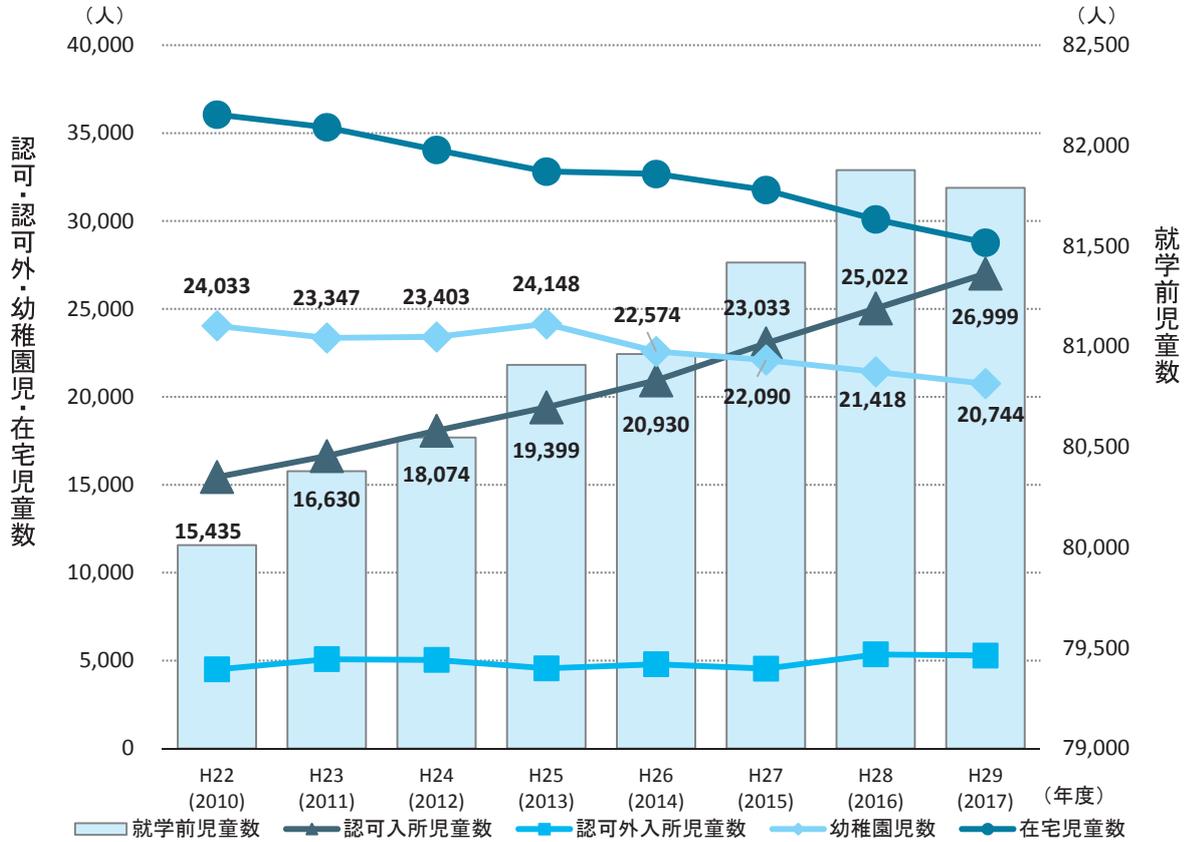


※割合は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計値
 資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）

（4）子育てニーズの状況

本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、認可保育所に通う子どもが年々増加しています。

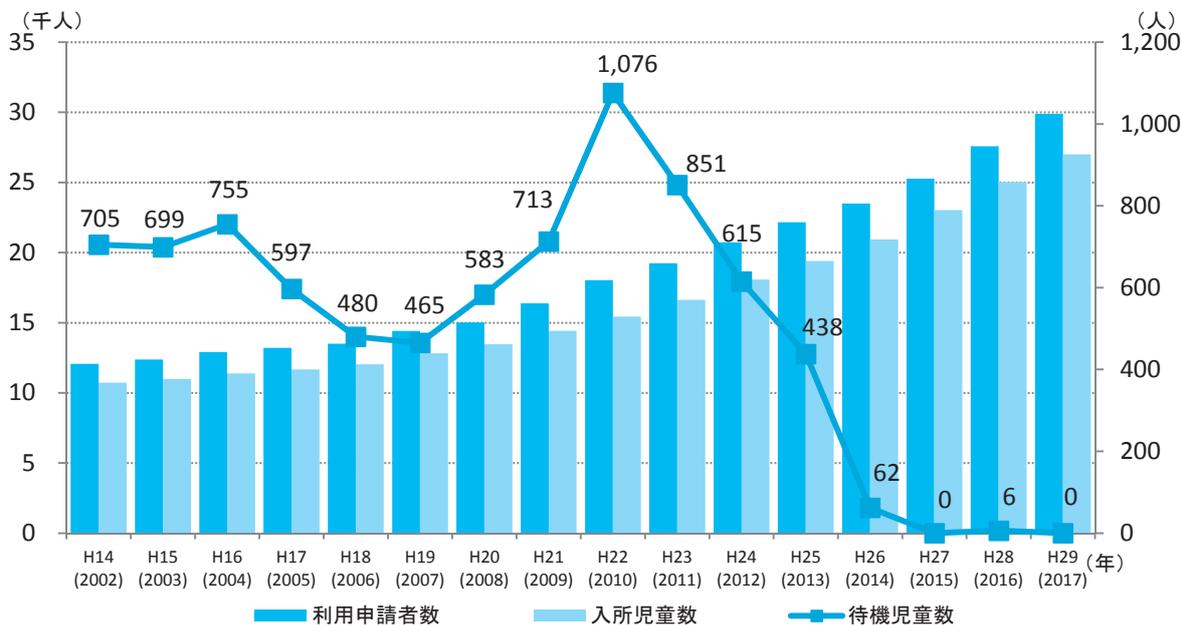
図表 17 就学前の子どもの養育状況（市）



※認可保育所入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども未来局調べ）
 ※認可外保育施設等入所児童数は、各年4月1日現在の利用者数（こども未来局調べ）
 ※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内幼稚園の入園者数（こども未来局調べ）
 ※在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差引いた数
 資料：こども未来局調べ

子育てと社会参加との両立を目指す若い世代が増加していること等により、保育所等の利用申請者数は大幅な増加となっています。

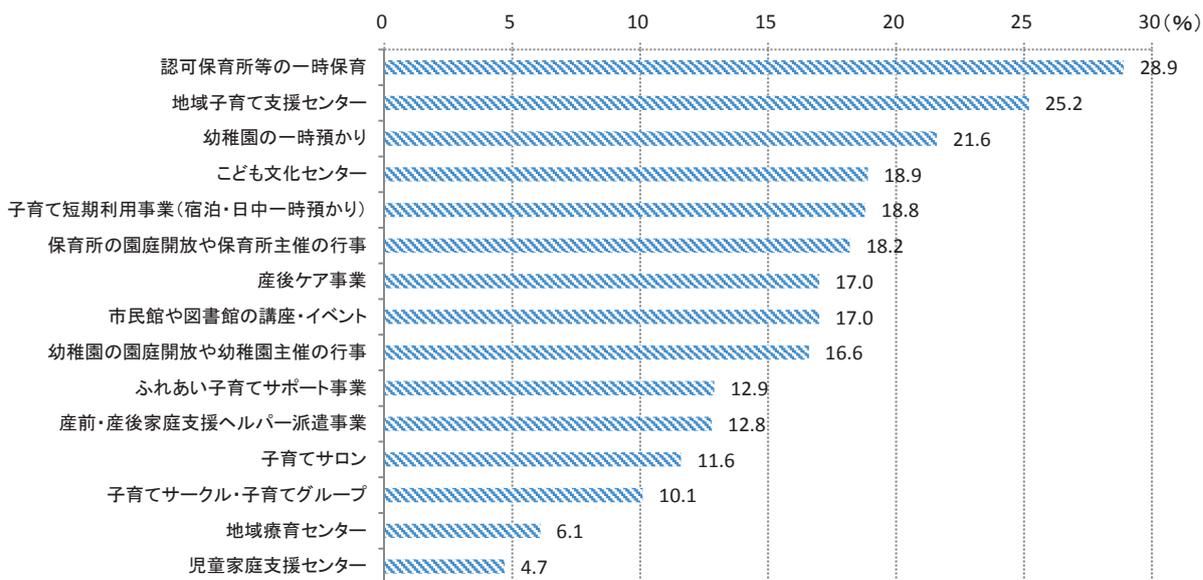
図表 18 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（市）



資料：こども未来局調べ（各年4月1日現在）

川崎市子育てに関するアンケート（平成29（2017）年）によると、子育てする上で今後拡充してほしいものは、「認可保育所等の一時保育」が28.9%で最も高く、次いで「地域子育て支援センター」が25.2%、「幼稚園の一時預かり」が21.6%となっています。

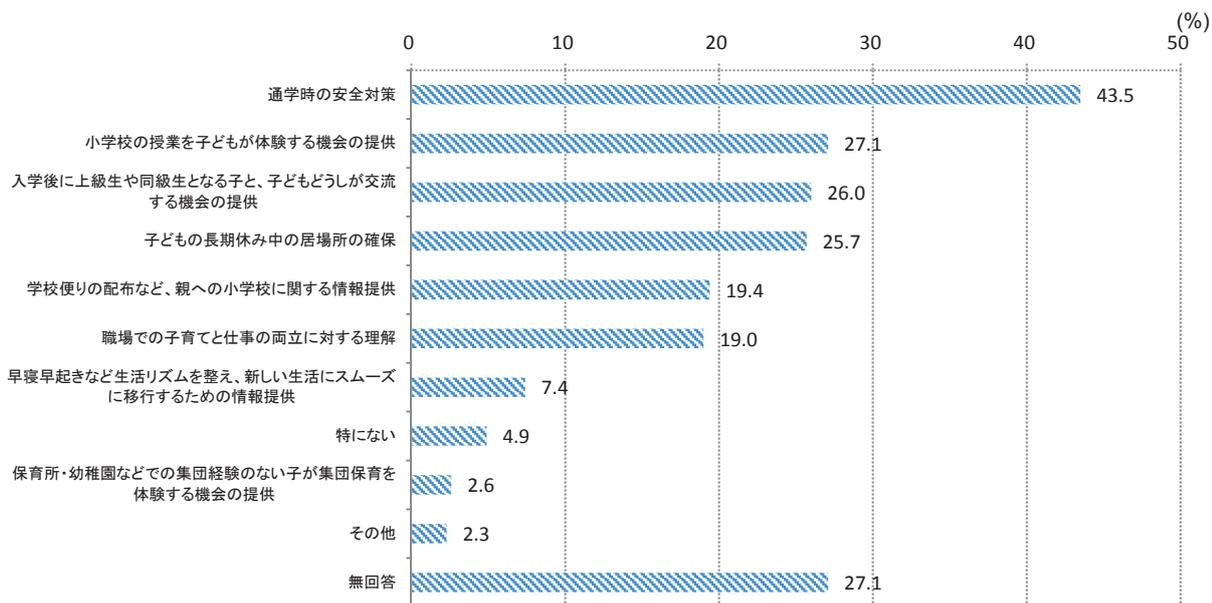
図表 19 子育てする上で今後拡充してほしいもの（複数回答）



資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成29（2017）年）

小学校の入学に向けての支援があれば安心だと思うことは、「通学時の安全対策」が43.5%と最も高く、次いで「小学校の授業を子どもが体験する機会の提供」が27.1%となっています。

図表 20 小学校の入学に向けての支援があれば安心だと思うこと（複数回答）



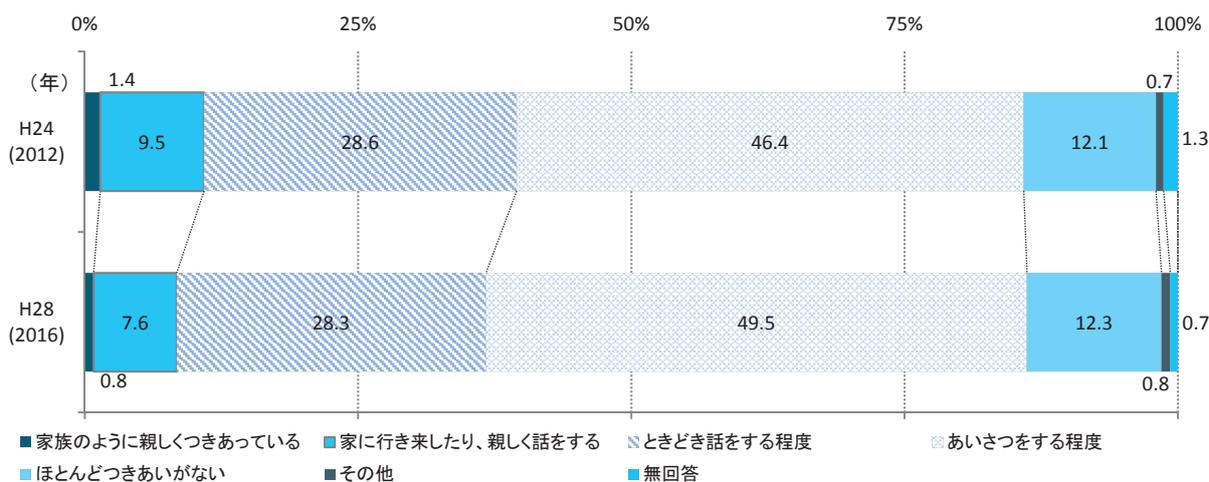
資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成 29（2017）年）

3 地域の状況

本市の近所付き合いの程度をみると、「家族のように親しくつきあっている」「家に行き来したり、親しく話をする」の割合がいずれも減少し、「あいさつをする程度」が増加しています。

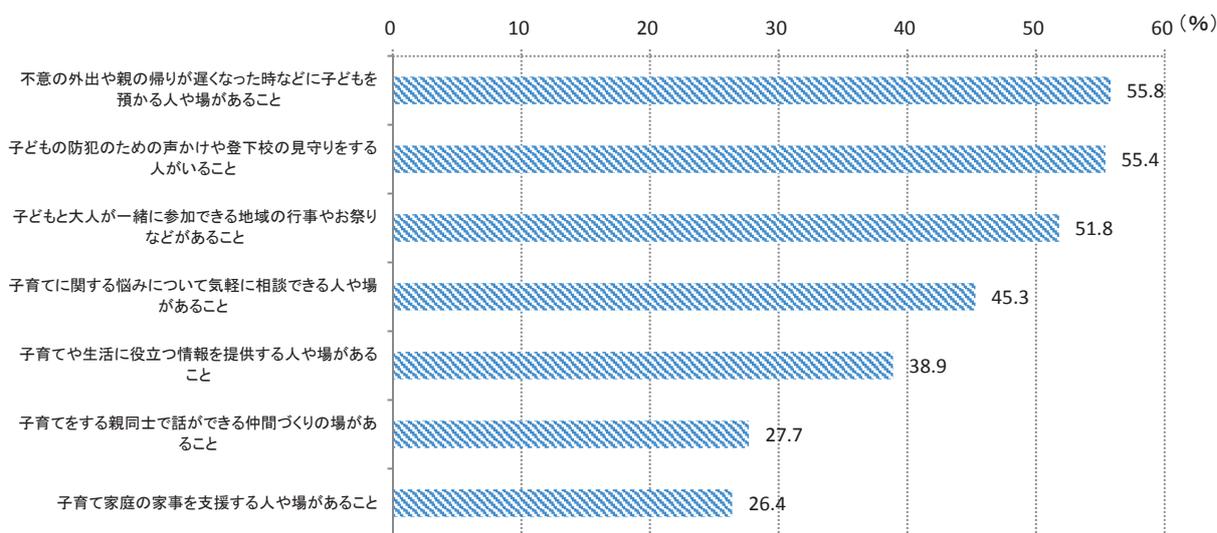
また、「地域で子育てを支えるとき、あると良いと思うこと」では、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」が55.8%で、次いで「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が55.4%、「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」が51.8%となっています。

図表 21 近所付き合いの程度（市）



資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28（2016）年）

図表 22 地域で子育てを支えるとき、あると良いと思うこと（複数回答）



資料：川崎市子育てに関するアンケート（平成29（2017）年）

4 子ども・若者の状況

（1）障害児・者数の推移

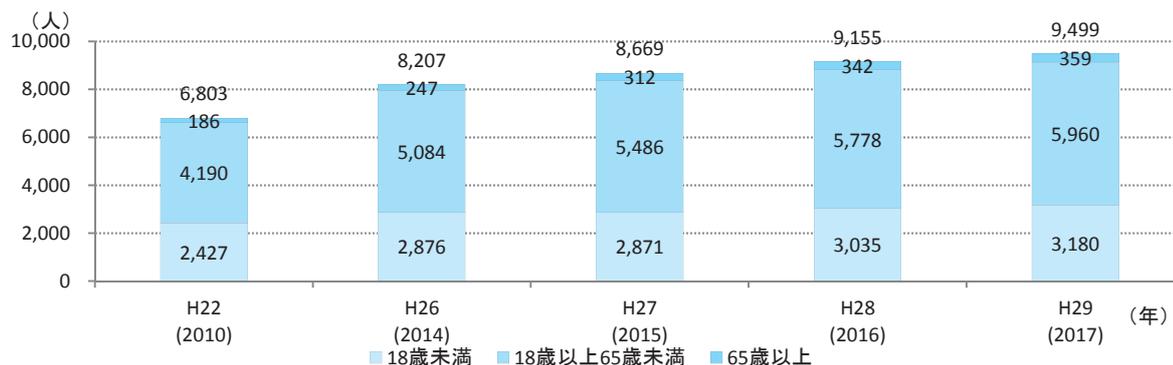
本市における障害児・者数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年4月1日現在で身体障害児・者は 36,761 人、知的障害児・者は 9,499 人、精神障害児・者は 11,135 人となっています。

図表 23 身体障害児・者数の推移（市）



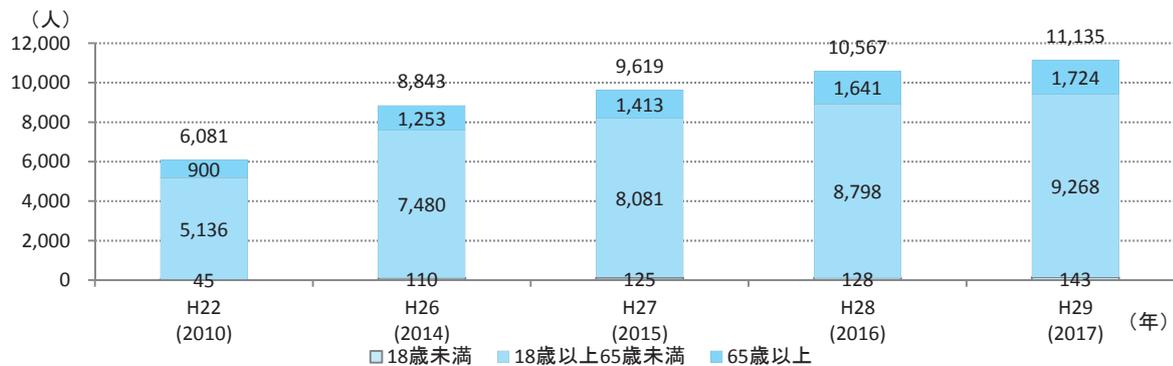
資料：健康福祉局調べ（各年4月1日現在）

図表 24 知的障害児・者数の推移（市）



資料：健康福祉局調べ（各年4月1日現在）

図表 25 精神障害児・者数の推移（市）

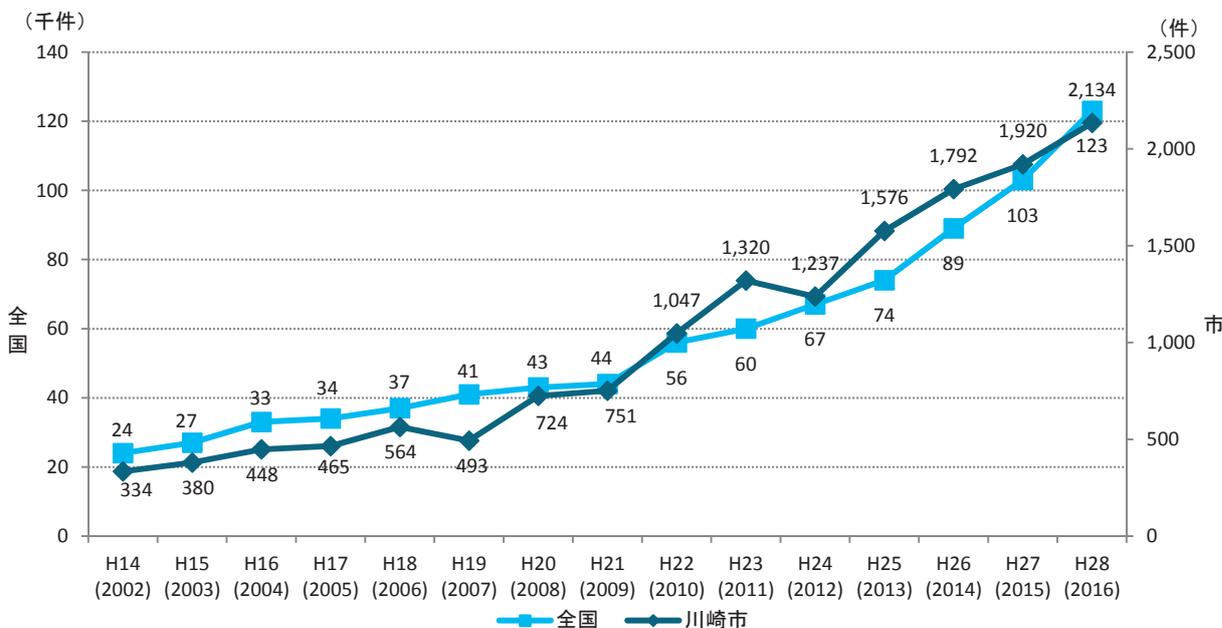


資料：健康福祉局調べ（各年4月1日現在）

(2) 児童虐待相談・通告件数の推移

本市の児童相談所が平成 28（2016）年度に受理した児童虐待相談・通告件数は 2,134 件で、平成 12（2000）年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、過去最高の件数となっています。また、虐待種別内訳では心理的虐待の割合が増加しており、平成 28(2016)年度では58.0%となっており、年齢別内訳では小学生が34%と最も高い割合となっています。区別内訳では川崎区が最も多く、割合も年々増加しています。

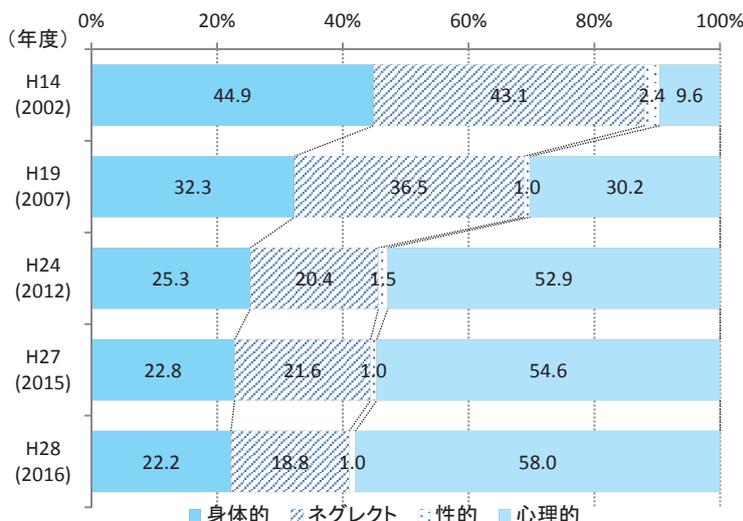
図表 26 児童虐待相談・通告件数（国・市）



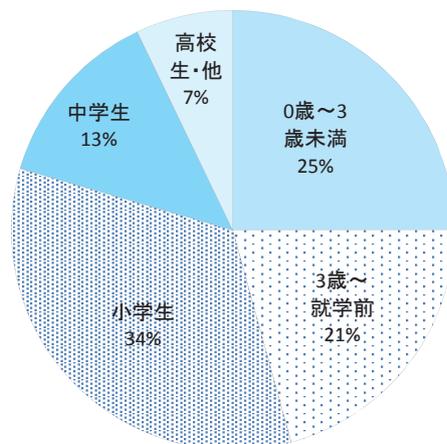
資料：こども未来局調べ

図表 27 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳（左）（市）

図表 28 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳（右）（市）

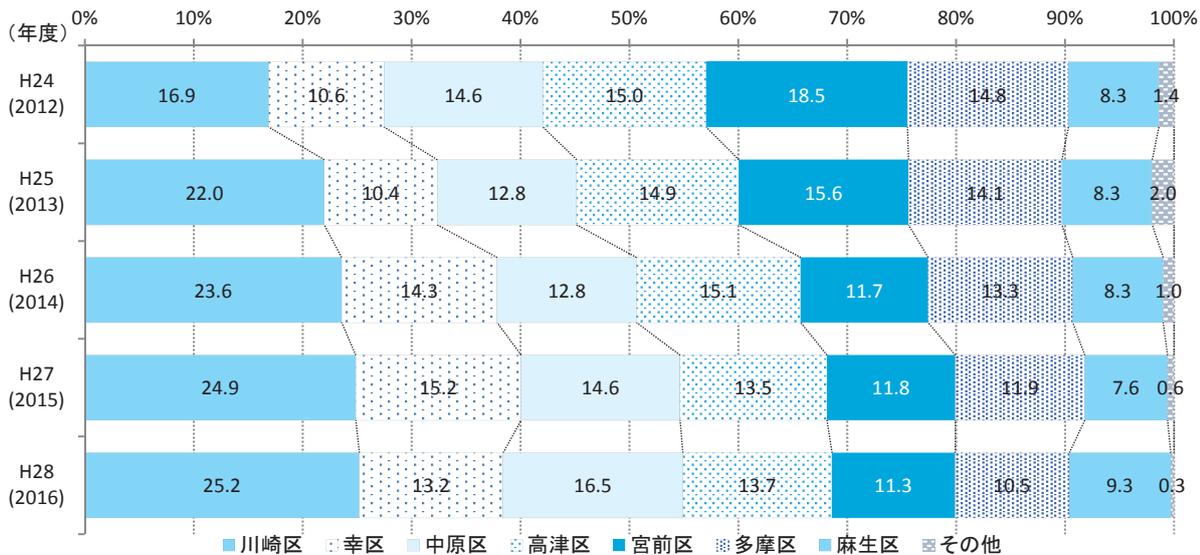


《平成28（2016）年度》



資料：こども未来局調べ

図表 29 児童虐待相談・通告件数の区別内訳（市）



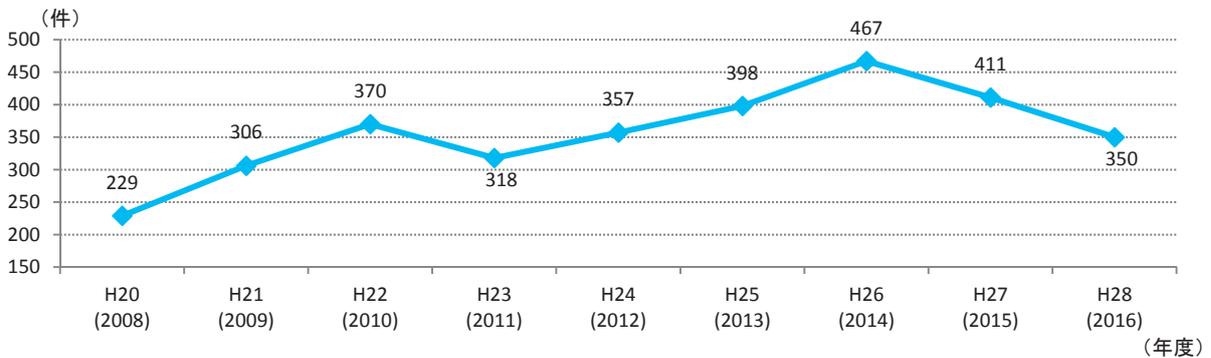
資料：こども未来局調べ

（3）一時保護所における一時保護件数及び社会的養護を必要とする児童数の推移

本市における児童相談所一時保護所の一時保護件数は、平成 26（2014）年度に 467 件となっており、その後は減少しています。

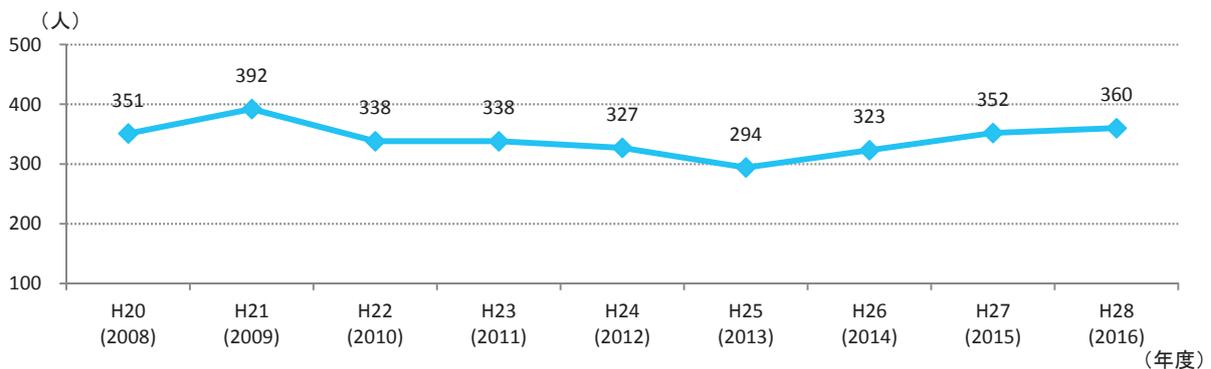
また、里親や児童養護施設等で生活する児童数は、平成 28（2016）年度末で 360 人となっています。

図表 30 一時保護所における一時保護件数推移（市）



資料：こども未来局調べ

図表 31 社会的養護を必要とする児童数推移（市）



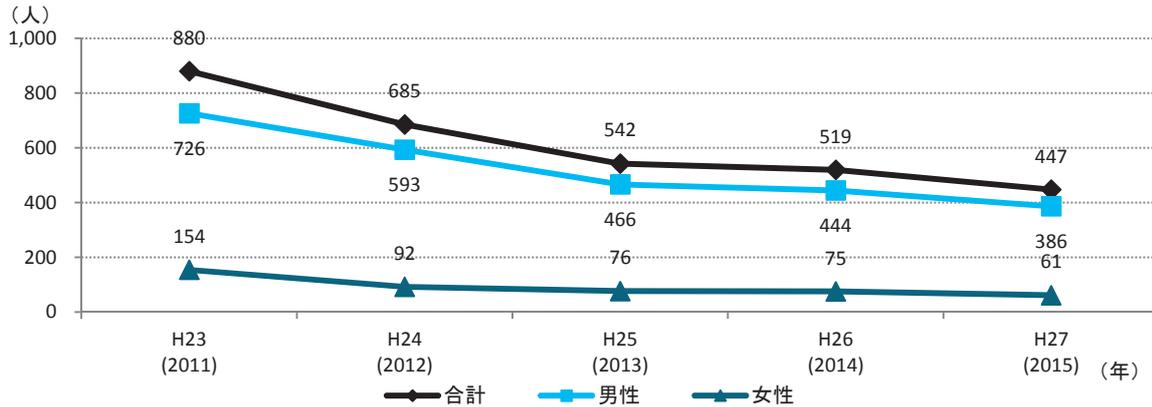
資料：こども未来局調べ（各年度3月末日現在）

（4）少年犯罪等の推移

少年犯罪人員（触法少年補導人員を含む）は、減少傾向にあり、平成 27（2015）年度は男性で 386 人、女性で 61 人となっています。

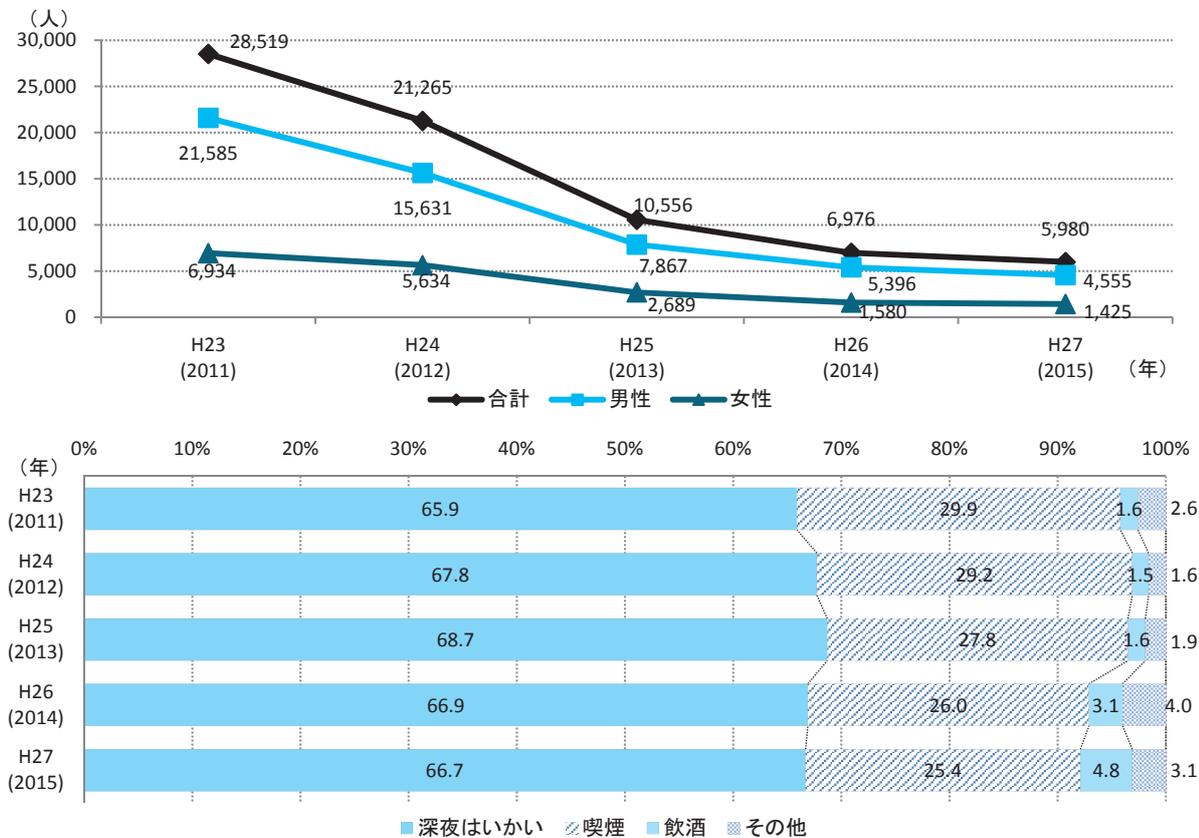
不良行為少年として補導した少年も減少傾向にあり、平成 27（2015）年度は男性で 4,555 人、女性で 1,425 人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く平成 27（2015）年度は 66.7%を占めています。

図表 32 少年犯罪人員数の推移（市）



資料：神奈川県警察本部

図表 33 不良行為少年数の推移と行為別状況（市）



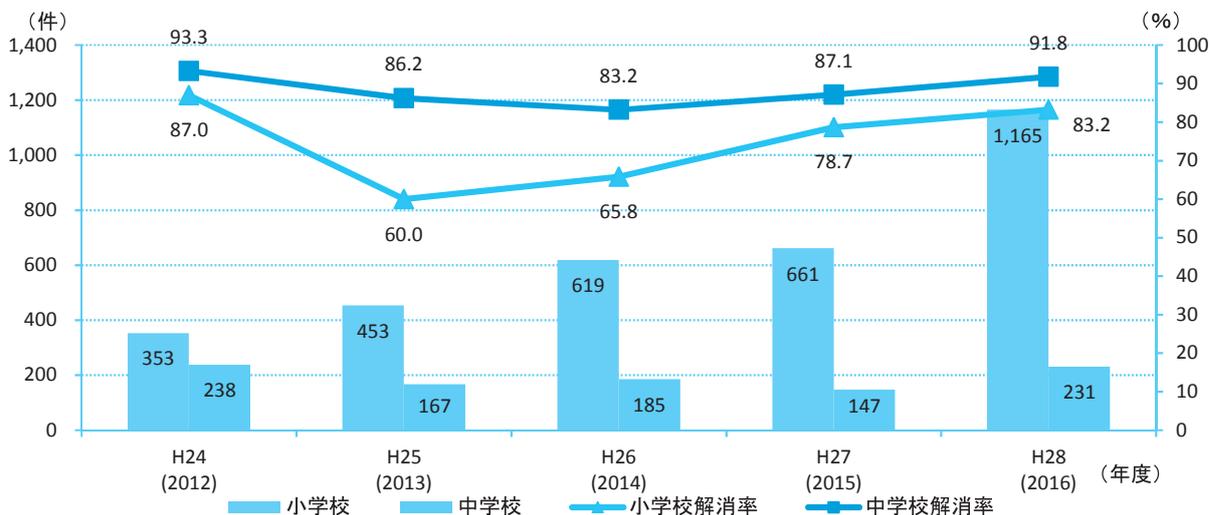
資料：神奈川県警察本部

（5）市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況

市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成 28（2016）年度に小学校で 1,165 件、中学校で 231 件となっており、いずれも前年度から増加しています。

また、長期欠席児童生徒数は、平成 28（2016）年度に小学校で 730 人、中学校で 1,417 人となっています。

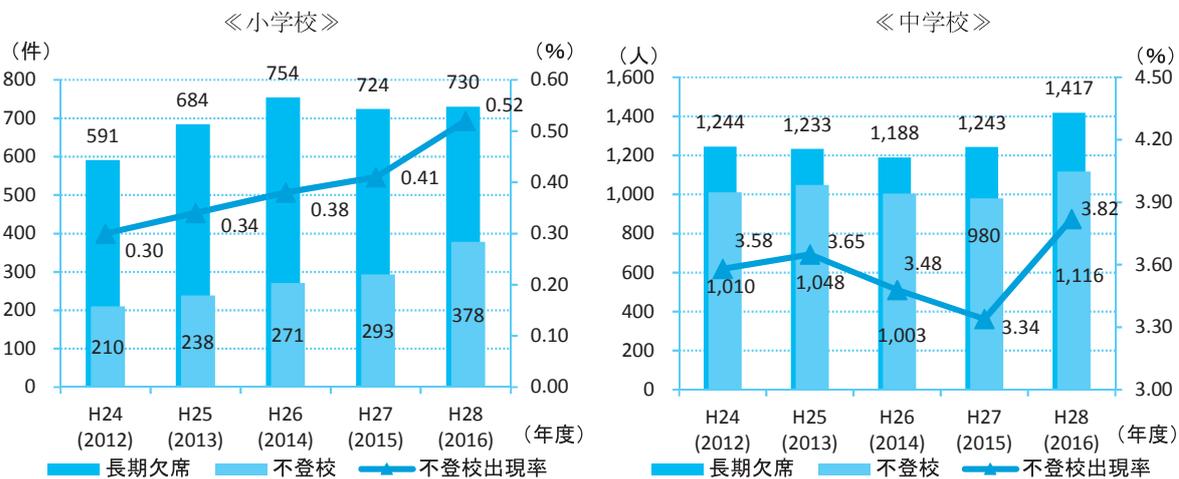
図表 34 いじめの認知件数及び解消率（市）



※平成 27(2015)年度以前と平成 28(2016)年度では「解消」の定義は異なる

資料：平成 28 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

図表 35 長期欠席児童生徒数の推移（市）



※長期欠席=病欠+不登校+その他

※不登校出現率=不登校者数÷全児童・生徒数×100

資料：平成 28 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

（6）子どもの貧困率の推移

平成 24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成 27（2015）年時点は、13.9%と前回よりも改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 50.8%と極めて高い状況となっています。

図表 36 子どもの貧困率（国）



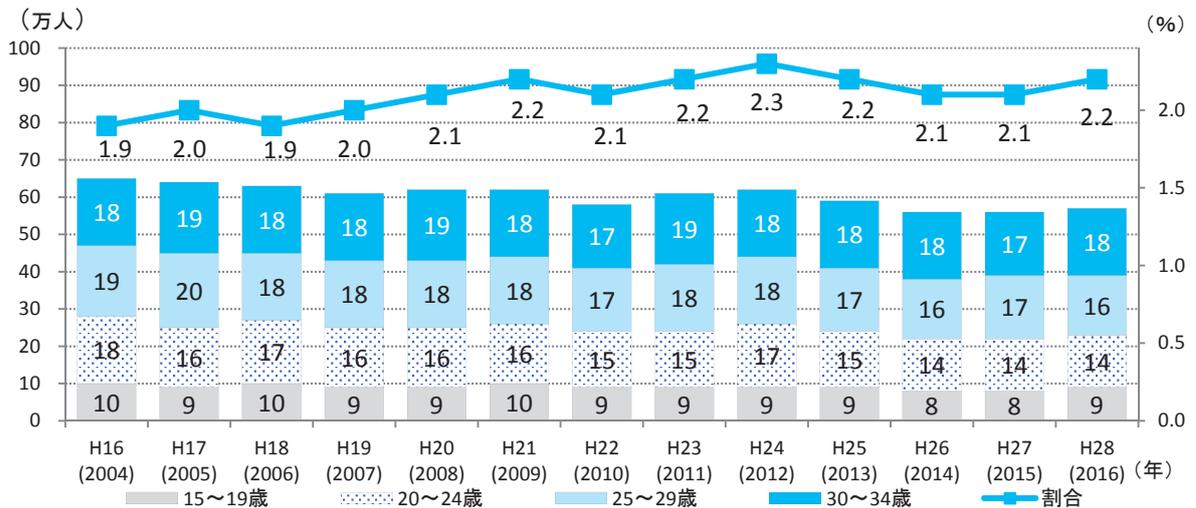
資料：厚生労働省 平成 28 年国民生活基礎調査

（7）若年無業者の推移

若年無業者※の推移をみると、平成28（2016）年平均で57万人と、前年に比べて1万人の増加となりました。若年無業者を年齢階級別にみると、30～34歳が18万人と最も多く、次いで25～29歳が16万人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

※若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表37 我が国における若年無業者数及び人口に占める割合（国）



資料：総務省 労働力調査

(8) ひきこもり推計数の推移とひきこもりの状態になった年齢

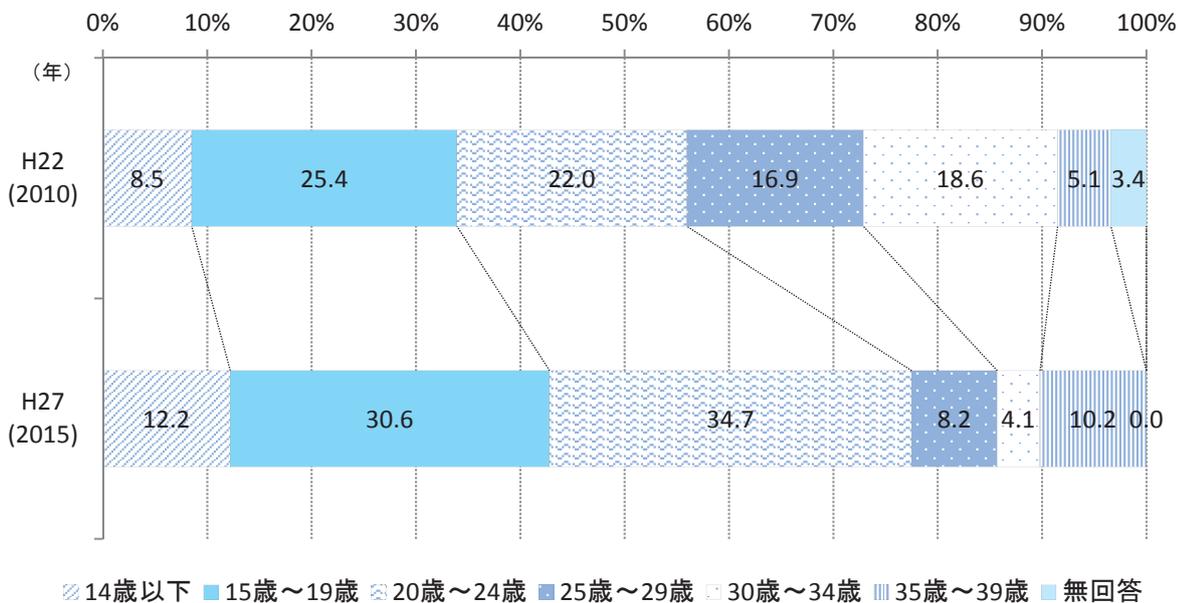
平成 27（2015）年の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人とされており、平成 22（2010）年から減少しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20 歳～24 歳の割合が 34.7%と最も多くなっています。

図表 38 ひきこもり推計数（国）

			有効回収率に占める割合（％）		全国の推計数（万人）	
			平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	1.06	46.0	36.5
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	0.35	15.3	12.1
		自室からは出るが、家からは出ない	0.09	0.16	3.5	5.5
		自室からはほとんど出ない	0.12		4.7	
計			1.79	1.57	69.6	54.1

※広義のひきこもりの有効回収率に占める割合は、準ひきこもり及び狭義のひきこもりの合計値とはならない場合がある。

図表 39 ひきこもりの状態になった年齢（国）



資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

第2章

第3章



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

第3章

未来を担う子ども・若者が すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

継 承

各分野別計画の基本理念

子どもの未来応援プラン

「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、私たち誰もの願いです。

この計画は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な生育環境を保障していくことを目的としています。

子ども・若者ビジョン

「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。

児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とつながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者の育成や子育て支援については、乳幼児期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
 2 子どものすこやかな成長の促進
 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

共働き世帯の増加や子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、待機児童の解消や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるよう質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に向けて必要となる能力・態度を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育む取組を推進します。

- 【施策】 5 質の高い保育・幼児教育の推進
 6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

また、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所等の関係機関などにおける総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

さらに、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

- 【施策】 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
- 8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
- 9 障害福祉サービスの充実